

新旧対照表

○千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集

新	旧
<p>千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 昭和61年4月1日制定 令和7年6月27日一部改正 <u>令和8年4月〇〇日一部改正</u></p> <p>(事前協議) 第4条 (略) 2 前項に規定する申請又は届出は次の各号に掲げるものとする。 一～四 (略) 五 法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の変更の届出 <u>(資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)第20条第1項の認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行われる設備の導入に伴うものを除く。)</u> 六～八 (略) 3～7 (略)</p>	<p>千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 昭和61年4月1日制定 令和7年6月27日一部改正</p> <p>(事前協議) 第4条 (略) 2 前項に規定する申請又は届出は次の各号に掲げるものとする。 一～四 (略) 五 法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の変更の届出 六～八 (略) 3～7 (略)</p>

新	旧
<p>廃棄物処理施設の維持管理に関する基準</p> <p style="text-align: right;">昭和61年4月1日制定 令和7年6月27日一部改正 <u>令和8年4月〇〇日一部改正</u></p> <p>第6 産業廃棄物の積替・保管施設の基準 産業廃棄物の積替・保管施設に係る維持管理に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施設への搬入、搬出</p> <p>(1) 他の収集運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出についても自らが行うこと。<u>ただし、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、他の収集運搬業者の搬入を認める。</u></p> <p><u>イ 搬入の対象品目が次のいずれかであること。</u></p> <p><u>(イ) 石綿含有産業廃棄物</u></p> <p><u>(ロ) 水銀使用製品産業廃棄物</u></p> <p><u>(ハ) 電池類（一次電池及び二次電池（電池一体型の製品を含む）をいう。）</u></p> <p><u>ロ 積替保管施設の設置者が優良認定事業者であること。</u></p> <p><u>ハ 他の収集運搬業者がイに掲げる品目を積替保管施設に搬入する際に、電子マニフェストを使用していること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～14 (略)</p>	<p>廃棄物処理施設の維持管理に関する基準</p> <p style="text-align: right;">昭和61年4月1日制定 令和7年6月27日一部改正</p> <p>第6 産業廃棄物の積替・保管施設の基準 産業廃棄物の積替・保管施設に係る維持管理に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施設への搬入、搬出</p> <p>(1) 他の収集運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出についても自らが行うこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～14 (略)</p>